

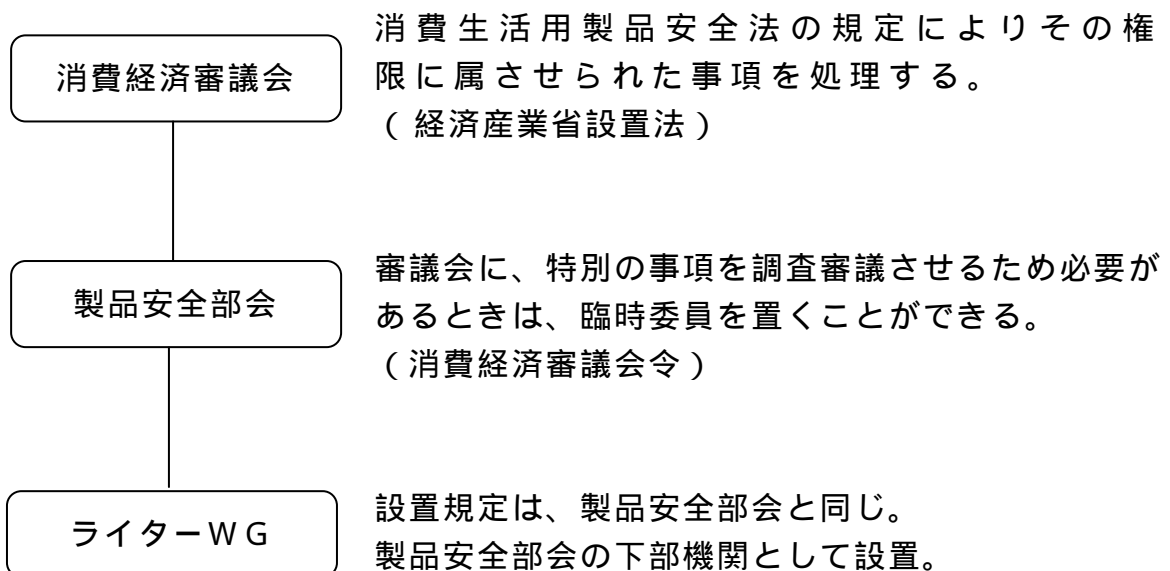
ライターワーキンググループについて

1. 本ワーキンググループの目的

昨年12月に子供に対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて、消費生活用製品安全法第47条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに諮問があり、製品安全部会に本件の審議についての付託がなされた。

この製品安全部会において、子供に対するライター使用の安全対策について、輸入品を含めた我が国のライター流通の実態、ライターに関する火災・事故の発生状況、海外における先進的な規制の状況等を踏まえながら、検討・審議を行う必要があることから、子供に対するライターの安全性確保のための技術的方策等を検討するため本ワーキンググループを設置し、検討結果を製品安全部会に報告することを目的とする。

2. ワーキンググループの位置づけ



3. 具体的な検討内容

本ワーキンググループでは、子供に対するライター使用の安全対策について、輸入品を含めた我が国のライター流通の実態、ライターに関する火災・事故の発生状況、海外における先進的な規制の状況等を踏まえながら、以下について、検討を行う。

- ・規制の対象とすべきライターの範囲について
- ・子供が簡単に操作できないという機能等に係る技術基準
- ・子供が簡単に操作できない機能等の試験方法 等

4. 検討スケジュール(案)

概ね月一度のペースで開催し、本年夏頃とりまとめ、消費経済審議会製品安全部会に報告をする予定。

- ・第1回(2月2日(火)14:00~16:00)
ライターの流通状況及びライターによる事故の現状について
- ・第2回(2月26日(金)10:00~12:00)
ライターの適用範囲について
- ・第3回(3月19日(金)14:00~16:00)
ライターの技術基準について
- ・第4回(4月予定)
ライターCR機能の試験方法について
- ・第5回(5月予定)
取りまとめ
- ・第6回
予備

ライターに係る消費経済審議会製品安全部会における審議の経緯

1. 検討の背景

子供に対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて、以下の状況にかんがみ、検討すべきと考えられることから、消費生活用製品安全法第 47 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに諮問があり、製品安全部会に本件の審議について付託がなされ、昨年 12 月 15 日に開催された消費経済審議会製品安全部会において審議が行われたところ。

(1) 東京都は、東京消防庁管内において、子供のライターを使用した火遊びによる火災が多数発生していることから、昨年 11 月 18 日、「子供に対するライターの安全対策」報告書を経済産業省及び消費者庁へ提出し、子供に対するライターの安全対策を要望した。

同報告によれば、東京消防庁管内において、平成 11 年から平成 20 年の 10 年間に、12 歳以下の子供のライターを使用した火遊びによる火災が 500 件余り起こっているとのこと。

(2) 消防庁によれば、全国の火災での出火原因が「火遊び」によるものは年間約 2 千件発生している。火遊びによる建物火災について見れば、ライターによるものが約 2 / 3 となっている。また、子供のライター使用によると思われる火災事故の場合、幼い子供が逃げ遅れて死亡するケースが多い。火遊びによる住宅火災で死亡した子供のうち、0 歳児から 4 歳児までの死亡者数が全体の 5 割を超え、これらの発火源がライターである割合は、8 割を超えるとの調査報告もある(平成 7 年から平成 19 年実績)。

(3) 欧米では、ライターヘチャイルドレジスタンス(子供が簡単に使えない)機能に関する安全規制をすでに実施している。我が国においては、ライターの安全対策に関する民間の安全基準はあるものの、チャイルドレジスタンス機能は含まれておらず、また、法的規制もない。

2. 審議における主な意見

(1) 社団法人日本喫煙具協会においては、会員にヨーロッパ、アメリカ並みのISO準拠の安全基準に基づく検査の遵守をお願いしているものの、業界のカバー率(国内流通量の50%)を踏まえて検討すべき。

(2) 欧米で実施しているチャイルドレジスタンス機能についての試験では、51ヶ月未満の子供を対象としているが、日本で同様の試験を実施することは妥当かどうか。

(3) 子供に対するライター使用の安全対策について、その効果を上げるためには、消費者教育も併せて行う必要がある。

(4) 小さい幼児が、思いがけない所に誰かが置き忘れたり、おいてしまったもので火傷をしたり、命を落としたりしないことが必要。

(別紙1) 諮問文

(別紙2) 消費生活用製品安全法の概要

経済産業省

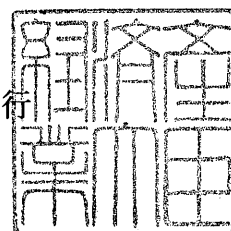
平成21・12・02商第3号

平成21年12月11日

消費経済審議会

会長 山本 豊 殿

経済産業大臣 直嶋 正行



消費経済審議会に対する諮問について

消費生活用製品安全法第2条第2項の規定に基づく同法施行令の改正について、下記の事項を審議いただきたく、同法第47条第1項の規定に基づき諮問します。

記

ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること

消費生活用製品安全法の概要

1. 目的

消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2. 概要

国は、特定製品を指定し、製造・輸入事業者に、製造・輸入の際の技術基準適合を義務化。

国は、特定保守製品を指定し、製造・輸入事業者にその点検期間等において、点検を求められた際の点検を義務化。

製造・輸入事業者に、重大な製品事故の発生を知った場合の国への報告を義務化。

3. 特定製品

現在、特定製品は、9品目。

家庭用の圧力なべ及び圧力がま	乗車用ヘルメット
乳幼児用ベッド	登山用ロープ
携帯用レーザー応用装置	浴槽用温水循環器
石油給湯機	石油ふろがま
石油ストーブ	

4. 特定保守製品

現在、特定保守製品は、9品目。

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、 LPガス用)	
屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、 LPガス用)	
石油給湯機	密閉燃焼(F F) 式石油温風暖房機
ビルトイン式電気食器洗機	石油ふろがま
浴室用電気乾燥機	